

# 有価証券報告書と証券取引委員会

—— 証券取引法会計形成過程の一断片 ——

鈴木 和 哉

はじめに

1. 有価証券報告書の記載内容の変遷
  - (1) 「証券取引法」(昭和22年法律第22号)
  - (2) 「証券取引法を改正する法律」(昭和23年法律第25号)と証券取引委員会規則第10号「有価証券の募集又は売出の届出等に関する規則」  
有価証券の募集又は売出の届出に関する規則  
有価証券報告書の根拠規定と、証券取引委員会規則  
証券取引委員会
2. 「有価証券報告書作成要領」
  - (1) 通達された時期
  - (2) 掲載されている文献と、本稿における出典
  - (3) 構成と規定
3. 「有価証券の募集又は売出の届出等に関する規則の一部を改正する規則」
  - (1) 昭和25年5月改正
  - (2) 昭和25年9月改正

おわりに

はじめに

ディスクロージャー (disclosure ; 情報開示) は、企業会計における重要な役割の1つである。日本においてディスクロージャー制度が本格的に形成されたのは、第二次世界大戦後のことであるといわれる。とりわけ、「証券取引法」(現「金融商品取引法」)に基づく会計制度、すなわち、証券取引法会計(金融商品取引法会計)が果たしてきた役割によるところが大きいであろう。そして、そのディスクロージャー制度の中心的な役割を果たしてきたのが有価証券報告書であるといえるであろう。有価証券報告書は、「証券取引法」のもとでは、有価証券届出書などとともに、同法に基づく有価証券届出制度の一環として作成されてきた書類であるが、日本の企業会計制度史において、そのディスクロージャー制度の出発点に位置づけられるものと考えられる。

証券取引法会計は、第二次大戦後、アメリカの影響を受けながら形成され、「商法」（現「会社法」）や「法人税法」とともに、日本の企業会計制度を形作ってきた。しかし、これまでの会計史研究や会計制度史研究において、証券取引法会計の歴史についての先行研究は、商法会計や税法会計と比較すると極めて少なかった。また、財務諸表制度史研究においても、有価証券報告書が取り上げられることはほとんどなかった。証券取引法会計の形成過程を明らかにすることは、第二次大戦後の日本の企業会計制度の形成の歴史を明らかにすることでもあると思われる。

本稿は、第二次大戦後の日本の企業会計制度史の一角を担ってきた証券取引法会計の形成過程に関する研究であるが、特に有価証券報告書の作成様式・記載内容の変遷を、関連する法令の規定から明らかにしてみたい。その際、日本において昭和22年から昭和27年まで約5年間存在した、証券取引委員会の果たした役割にも注目する。有価証券報告書の記載内容は、すべてを取り上げると膨大な分量になってしまうため、とりわけ財務諸表を中心とする会計情報の記載内容の変遷について分析を試みたい。

本稿における対象時期は、日本において証券取引委員会が存在した時期のうち、昭和23年から昭和25年までとする。この時期は、証券取引委員会によって有価証券報告書の整備が進められた時期である。有価証券報告書の草創期の姿を明らかにするうえでも、非常に重要な時期である。本稿では、資料として、おもに有価証券報告書に関連する法令を参照している。根拠法規である「証券取引法」や、それに関連する証券取引委員会規則を中心としているが、それら以外にも、証券取引委員会通牒として出された「有価証券報告書作成要領」という資料も取り上げている。「有価証券報告書作成要領」は、これまでの先行研究でもほとんど取り上げられることがなかったものであるが、初期の有価証券報告書を考察するうえでは欠かすことのできない資料であるので、できる限り詳しく取り上げていきたい。これらの資料をもとに、有価証券報告書の作成様式や記載内容の変遷を見ていく。

## 1. 有価証券報告書の記載内容の変遷

表1は、本稿で取り上げる昭和23年～昭和25年の有価証券報告書の作成様式・記載内容の変遷を、年代順にまとめたものである。本稿でも、この年代順に記述を進めていく。

有価証券報告書の記載内容について定めた最初の規定である、昭和23年証券取引委員会規則第10号「有価証券の募集又は売出の届出等に関する規則」から、「有価証券報告書作成要領」の通達を経て、昭和25年に同「証券取引委員会規則」が2度にわたって改正されるまでの時期を取り上げる。以下では、有価証券報告書の記載内容について、特に財務諸表を中心とする会計情報についての記載内容の変遷を中心にまとめてみたい。具体的には、表1「」の「(6)事業の概要」と「(12)財務諸表」、「」と「」の「第六 貸借対照表」～「第九 収支の状況」、「」の「第六 経理の状況」の規定を中心に取り上げる。



## (1) 「証券取引法」(昭和22年法律第22号)

有価証券報告書の作成様式・記載内容の変遷を取り上げる前に、まず、有価証券届出制度の根拠法規である「証券取引法」について、有価証券報告書の作成・提出に関する規定を中心に見ていきたい。おもに、昭和22年公布の「証券取引法」と、翌昭和23年に全面改正された「証券取引法を改正する法律」の2つについて取り上げる。また、有価証券届出書に関する規定も関連するため、その規定についても触れていきたい。

日本で初めての「証券取引法」は、昭和22年3月28日に公布された(法律第22号。以下、「昭和22年『証券取引法』」と記す)<sup>1)</sup>。全7章・92条+附則7条から成る法律で、昭和22年7月23日に施行された。しかし、「施行」といっても、「第五章 証券取引委員会」(第78条~第82条)の規定が施行されただけで、それ以外の規定は施行されないまま終わった<sup>2)</sup>。翌昭和23年、改めて「証券取引法を改正する法律」が制定され、これがその後長く「証券取引法」として運用され、平成18年に「金融商品取引法」に名称変更・再編され、現在に至っているものである。

ただし、規定は施行されなかったとはいえ、昭和22年「証券取引法」にも、「第二章」として「株式又は社債の発行に関する届出」が設けられており、有価証券の届出に関する規定も存在していた(第6条~第14条)。そのうち、まず、第6条第1項では、「株式又は社債(特別の法律により設立された法人の発行するものを除く。……)を発行しようとするときは、会社成立前の場合においてはその発起人、会社成立後の場合においてはその取締役(株式会社の場合は業務を執行する無限責任社員)及び職務代行者の全員が、命令の定めるところにより、当該株式又は社債に関し、左に掲げる事項を政府に届け出なければならない。……」と規定されていた<sup>3)</sup>。この規定は、有価証券届出書の作成・提出に当たるものであったと思われる。なお、上記の第6条第1項の規定には但し書きがあり、「当該発行に係る株式又は社債の額面総額が二十万円未満であつて、政府の指定する場合はこの限りでない」とされていた。株式または社債の発行に当たって、額面総額が20万円未満の場合は、届出は免除された。

そして、このような届出を行った株式会社または株式会社合資会社に対して、第12条第1項では、「株式会社又は株式会社合資会社は、命令の定めるところにより、事業年度ごとに、業務又は財産の状況に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを政府に提出しなければならない」と規定された。この規定には、「業務又は財産の状況に関する報告書」という文

1) 「官報」第6059号、昭和22年3月28日、186~192ページに全文掲載。

2) 吉田晴二「証券取引法の制定—投資家の保護を徹底—」有澤廣巳監修『証券百年史』日本経済新聞社、1978年、208ページ。

3) 第6条第1項の「左に掲げる項目」は、「会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項」「会社の事業」「会社の最近三事業年度の業務成績」「会社の財産に関する事項」「当該株式又は社債の発行に因り取得する資金の使用計画」「当該株式又は社債の種類、銘柄、数量及び金額」「当該株式又は社債の募集又は募集の委託の条件」など10項目であった。

言があり、これが有価証券報告書に相当するものであると思われる。株式や社債を発行する当該企業の全般にわたる内容を含む報告書が想像される<sup>4)</sup>。なお、この規定にも但し書きがあり、「業務または財産の状況に関する報告書」の提出は、第6条第1項と同様、発行した株式または社債の額面総額が20万円未満の場合は免除された。

前述したように、昭和22年「証券取引法」は、証券取引委員会の規定しか施行されなかった。このため、先に掲げた第6条第1項と第12条第1項の規定には、「命令の定めるところにより」という文言があったが、「命令」を定める以前に、これらの規定そのものが施行されなかったのである。しかし、日本で初めての「証券取引法」である昭和22年「証券取引法」においても、このような有価証券の届出に関する規定が存在していたことは明確にしておく必要がある。

(2) 「証券取引法を改正する法律」(昭和23年法律第25号)と、証券取引委員会規則第10号「有価証券の募集又は売出の届出等に関する規則」

#### 有価証券の募集又は売出の届出に関する規則

昭和23年4月13日、「証券取引法を改正する法律」(法律第48号。以下、「昭和23年『証券取引法』」と記す)が公布され、銀行の証券業兼務禁止を規定した第65条を除いて、同年5月7日に施行された(第65条は同年11月7日施行)<sup>5)</sup>。昭和23年「証券取引法」は、全9章・210条から成り、昭和22年「証券取引法」に比べて格段に内容の多いものとなった。昭和23年「証券取引法」は、「第二章」が「有価証券の募集又は売出に関する届出」であった(第3条~第27条)。

有価証券の募集または売出の届出に関する規定は、第4条第1項と第5条第1項であった。まず、第4条第1項で、「有価証券の募集又は売出は、発行者が当該有価証券に関し証券取引委員会に届け出で、且つ、その届出の効力が生じているものでなければ、これをすることができない。……」とされ、続く第5条第1項では、前述の第4条第1項の規定による届出を行おうとする発行者に対して、「……その者が会社である場合においては、証券取引委員会規則で定める様式により、……届出書三通を証券取引委員会に提出しなければならない」と規定された。第4条第1項では、有価証券の募集または売出について、証券取引委員会に届出を行い、その効力が生じているものでなければ、募集や売出を行うことができないとされた。そして、第5条第1項で、届出を行う会社は、届出書3通を証券取引委員会に提出することが規定され

4) なお、第4条第1項の規定に登場する「株式会社」とは、明治32年制定の「商法」で、合名会社、合資会社、株式会社とともに規定された会社形態である。昭和25年「改正商法」により廃止された。株式会社合資会社は「無限責任社員ト株主トヲ以テ之ヲ組織ス」(明治32年「商法」第235条)とされていた。

5) 「官報」号外、昭和23年4月13日、1~16ページに全文掲載。

た。有価証券届出書の作成・提出に関する規定である。

昭和23年「証券取引法」において、有価証券の募集または売出に当たって届出が必要とされたのは、その券面総額が500万円を超えるものであった（第4条第2項<sup>6)</sup>。また、先に示した第4条第1項の届出は、証券取引委員会が有価証券届出書を受理した日から30日を経過した日に、その効力を生ずるとされていた（第8条第1項）。

### 有価証券報告書の根拠規定と、証券取引委員会規則

そして、昭和23年「証券取引法」では、届出の効力が生じた有価証券の発行者に対しては、以下のような報告書の作成・提出が求められた。

「第二十四条（第1項） 第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券の発行者は、事業年度ごとに、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める様式により、当該有価証券に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。」  
（傍点——鈴木）

この規定が昭和23年「証券取引法」における有価証券報告書の作成・提出の根拠規定である。有価証券報告書は、法律の規定では、「当該有価証券に関する報告書」となっている。ただし、有価証券報告書の作成様式は、昭和23年「証券取引法」には直接規定されておらず、上記の規定の引用で一部に傍点を付して示したように、「証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める様式により」作成することとされていた。この「証券取引委員会規則」は、証券取引委員会規則第10号「有価証券の募集又は売出の届出等に関する規則」（以下、昭和23年「届出等に関する規則」と記す）として、昭和23年6月30日公布、同年7月6日に施行された<sup>7)</sup>。この施行とともに、有価証券届出制度が開始された。昭和23年「届出等に関する規則」では、第16条に「法（昭和23年「証券取引法」——鈴木注）第二十四条第一項の規定による報告書は、様式第三号により、これを作成しなければならない」とされた<sup>8)</sup>。

6) その後、昭和25年3月29日公布の「証券取引法の一部を改正する法律」および同年3月31日公布の「有価証券の募集又は売出の届出に関する規則の一部を改正する規則」で1,000万円を超える募集、500万円を超える売出に改められた。また、昭和28年8月27日公布の「証券取引法の一部を改正する法律」で5,000万円を超える募集・1,000万円を超える売出にそれぞれ引き上げられている。多賀谷 充「企業会計原則の制定から会計制度の確立へ」遠藤博志・小宮山 賢・逆瀬重郎・多賀谷 充・橋本 尚編著『戦後企業会計史』中央経済社、2015年、68～69ページ。小谷 融『金融商品取引法の開示制度 歴史の変遷と制度趣旨』（大阪経済大学研究叢書）中央経済社、2010年、74～75ページ。

7) 「官報」号外、昭和23年6月30日、6～27ページに全文掲載。

8) なお、有価証券届出書の作成様式も、同「証券取引委員会規則」で「様式第二号」として定められ

様式第三号による記載内容は、項目番号が振られているものを挙げれば、次のようなものであった(表1「 」)。様式第三号については、稿末「資料1」を参照されたい)。

- (1)会社設立年月日 (2)会社の目的 (3)会社の沿革 (4)資本金 (5)資本又は出資  
 (6)事業の概要 (7)支店・工場・事業場 (8)役員の所有株式又は出資金 (9)主要株主  
 (10)既発行株 (11)既発行社債 (12)財務諸表

これが、証券取引委員会規則で定められた日本で最初の有価証券報告書の記載内容である。様式第三号の末尾には、「(1)会社設立年月日」から「(12)財務諸表」の12項目それぞれについての「記載上の注意」が一括して示されている(稿末「資料1」を参照されたい)。このうち、「(6)事業の概要」には、「事業の沿革、現在の状況及び将来の見込に互り特に当該事業年度の事業成績、経理状況等に重点を置いて記載すること」(傍点——鈴木)、「(12)財務諸表」には「当該事業年度末現在の貸借対照表及び当該事業年度の損益計算書を記載すること」とされていた。「(6)事業の概要」の注意として挙げられている「当該事業年度の事業成績、経理状況等」からは、会計に関する情報が含まれると思われるが、「事業の概要」の一環に会計情報も含まれていたことがうかがえる。また、「(12)財務諸表」についても、わずかに当期分の貸借対照表と損益計算書を記載することが示されているのみで、貸借対照表や損益計算書の具体的な記載内容や会計処理方法等については、何も示されていない。昭和23年「届出等に関する規則」が公布・施行され、有価証券届出制度が開始された当時は、「企業会計原則」・「財務諸表準則」は設定されていなかった。また、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(「財務諸表等規則」)も制定される以前のことであった。いわば「立法が先行し、現実はあとから追隨した」という状態であったといえる<sup>9)</sup>。

### 証券取引委員会

有価証券届出制度発足当時の有価証券報告書の記載内容の変遷について検討する際には、証券取引委員会の存在を外すことはできない。証券取引委員会は、有価証券報告書の作成様式そのものを定める権限を有していたからである。

日本において「証券取引委員会」という組織は、昭和22年7月23日、昭和22年「証券取引法」の証券取引委員会の規定(第78条～第82条)の施行によって設置されてから、昭和27年8月1

---

た。有価証券届出書の作成・提出について規定された第5条第1項には「証券取引委員会規則で定める様式により」という文言があったが、この規定にある「証券取引委員会規則」も、この昭和23年「届出等に関する規則」のことを指している。

9) 黒澤 清『日本会計制度発展史』財経詳報社、1990年、481ページ。荒巻健二「ディスクロージャー制度の変遷 戦後から現在まで」『商事法務』第1229号、1990年10月5日号、55ページ。

日、「大蔵省設置法の一部を改正する法律」と「大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」の施行によって廃止されるまでの約5年間、存在した。

証券取引委員会は、アメリカのSEC (Securities Exchange Commission. 以下、SECと記す) に範をとったものであった<sup>10)</sup>。アメリカのSECは、証券市場規制を行うための独立した機関であり、連邦証券諸法を所管・運営する委員会として、証券の発行・売買・取引所等に対して広範な権限を持ち、監督を行っていた。これに対して日本の証券取引委員会は、昭和22年「証券取引法」で唯一、GHQの承認を得て設置された組織でありながら<sup>11)</sup>、大蔵省・大蔵大臣の責任の下に置かれた諮問・調査機関であり、アメリカのSECのような、行政処分を行う権限などといった独自の権限は持っていなかった<sup>12)</sup>。組織としても、日本の証券取引委員会は、委員3名を以て組織され、その委員は学識経験のある者から内閣で任命することとされた(昭和22年「証券取引法」第79条第1項・第2項)。また、同委員会が行う事務も、証券取引法施行に関する方針の審議を行うこと、証券取引法に基づく命令及び重要な処分の審査・承認を行うこと、証券取引法施行に関する事項についての調査を行うこと。必要があれば関係者の意見を聞き、または帳簿書類の提出を求めること、有価証券に関する調査を公表すること、証券取引法施行のため、必要な予算の作成に関与し、必要があれば内閣に報告することの5つであった(第78条第2項各号)。

翌年に改正された昭和23年「証券取引法」では、「第七章 証券取引委員会」として規定され、証券取引委員会の権限は大幅に拡大された。条文も第165条～第181条までとなった。証券取引委員会は、同法では、大蔵大臣所管の行政委員会形式の行政官庁となり、証券取引法に関する行政処分などの権限も与えられた<sup>13)</sup>。学識経験者のうちから選ばれた委員3名を以て組織することは変わらなかったが、委員の任命は、内閣総理大臣が行うことになった。また、証券取引委員会の事務を処理させるために、事務局も設置された(第171条)。

昭和23年「証券取引法」における証券取引委員会の規定で、特に注目すべきは、第181条第1項の規定であると思われる。すなわち、「証券取引委員会は、この法律を施行し及びこの法律の規定による禁止または制限を免れる行為を防止するため公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認める事項について、証券取引委員会規則を定め、改正し、又は廃止することができる」(傍点——鈴木)という規定である。証券取引委員会に対し、「公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認める事項について」独自に規則を制定・改廃する権限が与えら

10) 本稿における証券取引委員会の表記について、日本のものを「証券取引委員会」、アメリカのものを「SEC」と記述する。

11) 小林和子「戦後改革期における証券取引委員会 成立から廃止まで」『商事法務』第1258号、1991年8月5日号、52ページ。

12) 大蔵省財政史室編・犬田 章・志村嘉一執筆『昭和財政史 終戦から講和まで 14 保険・証券』東洋経済新報社、341ページ。

13) 同上。

れたのである。

先に、昭和23年「証券取引法」における有価証券報告書の作成・提出の根拠規定である第24条第1項を取り上げたが、その中で、有価証券報告書は「証券取引委員会規則で定める様式により」作成することが規定されていた。有価証券報告書の作成様式は、証券取引委員会によって定められるという方式でスタートした。なお、有価証券報告書は、「証券取引法」による有価証券届出制度の一環として作成されるものであるため、本来であれば、有価証券届出制度そのものが証券取引委員会のもとで行われていたと述べるべきであるが、本稿では、有価証券報告書の記載内容の変遷を中心に取り上げているため、特に有価証券報告書の作成様式について、証券取引委員会がそれを定める権限を有していたことに言及したものである。

## 2. 「有価証券報告書作成要領」

### (1) 通達された時期

有価証券報告書の様式を定めた昭和23年「届出等に関する規則」とは別に、作成に当たっての注意事項や具体的な記載内容について示された「有価証券報告書作成要領」（以下、「報告書作成要領」と記す）も、証券取引委員会から出されている。

「報告書作成要領」は、大蔵省理財局などで証券取引法行政に携わり、有価証券報告書に関する論文も多く執筆した浅地芳年が、昭和57年に発表した論文の中でその規定の一部を紹介されているが<sup>14)</sup>、「報告書作成要領」は掲載されている文献がほとんどないうえ、また、「報告書作成要領」には証券取引委員会から通達された日付などが書かれていないため、出された時期は明らかではない。しかし、これまでほとんど取り上げられることのなかった資料であるので、本稿では、特に財務諸表の作成に関する規定を中心に、可能な限り詳細に取り上げてみたい。

「報告書作成要領」の内容を取り上げる前に、まず、その通達時期についての考察を試みたい。

「報告書作成要領」の通達時期は、「報告書作成要領」そのものにも、また、掲載されている書物にも記載されていない。有価証券届出書についても、証券取引委員会から「有価証券届出書作成要領」（以下、「届出書作成要領」と記す）が出されているが、これに関しては、証券取引委員会が作成した「昭和二十三年度 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条第一項の規定に基く報告書」（通称「昭和二十三年度証券取引委員会報告書」。昭和24年10月28日付）に、「……届出書の記載事項についての一般からの問合せ及び記載についての共通的な欠点と認められる事項を整理して昭和二十三年十月有価証券届出書作成要領を公表し

---

14) 浅地芳年「わが国有価証券報告書の成立経緯・変遷について」（特集：現行有価証券報告書の問題点）『企業会計』第34巻第5号、1982年5月、22～23ページ。

た」<sup>15)</sup> (傍点——鈴木) とあることから、昭和23年10月に出されたものであることがわかる。「昭和三十三年度証券取引委員会報告書」には「届出書作成要領」の内容も記載されているが、「報告書作成要領」については何も言及されていない。

「届出書作成要領」は、昭和25年に刊行された有価証券届出制度の解説書にも掲載されており(前者)、「昭和三十三年度証券取引委員会報告書」に掲載されたもの(後者)との比較ができる。前者には、後者に比べるといくつかの規定が追加されている。この理由を「届出書作成要領」が、昭和25年までの間に改正されたためと考えれば、「報告書作成要領」は、昭和23年10月の「届出書作成要領」と同時に出されたのではなく、「届出書作成要領」が改正された際に、「報告書作成要領」が出されたと考えられるように思われる。

「報告書作成要領」による作成様式・記載内容は、表1「 」を参照されたいが、実際に作成された有価証券報告書では、昭和25年以降のものになると、「報告書作成要領」の様式に沿って作成されているものが見られるようになる。例えば、昭和25年4月期の田辺製菓や、同年5月期の資生堂の有価証券報告書が、「報告書作成要領」の様式に沿って作成されている。

## (2) 掲載されている文献と、本稿における出典

また、「報告書作成要領」については、浅地芳年によれば、昭和23年7月6日に有価証券届出制度が開始された当時、有価証券報告書の記載事項は、「証券取引委員会の通ちょうの方式によって発表されていた……『有価証券報告書作成要領』によって記載することになっていた」<sup>16)</sup>。証券取引委員会規則である昭和23年「届出等に関する規則」には、作成様式は「様式第三号」として規定され、様式とともに各記載項目についての「記載上の注意」が簡潔に記されているだけであった。財務諸表に関しても、有価証券届出制度開始当時は、「財務諸表規則」が未だ公布されていない時であるから、財務諸表の作成基準についても最少限度の要請が、この通ちょうの中に含まれていたのである<sup>17)</sup>。

「報告書作成要領」は、「官報」には掲載されておらず、また、会計関係の法令や規則、会計原則などがまとめられた書物にも掲載されていない<sup>18)</sup>。また、証券関係の資料・史料が収め

15) 証券取引委員会「昭和三十三年度 証券取引法(昭和三十二年法律第二十五号) 第七十九条第一項の規定に基く報告書」昭和24年10月28日付。財団法人日本証券経済研究所編集・発行『日本証券史資料 戦後編 第五巻 証券市場の改革・再編』1985年、831ページを参照した。

この「証券取引法(昭和三十二年法律第二十五号) 第七十九条第一項の規定に基く報告書」は、同上『日本証券史資料』などでは、「証券取引委員会報告書」とも呼ばれている。昭和23年度から昭和25年度までの3年度分が作成された。同「報告書」の根拠規定である昭和23年「証券取引法」第179条第1項は、「証券取引委員会は、大蔵大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない」という規定であった。

16) 浅地、前掲稿、22ページ。

17) 同上。

18) 会計関係の法令や規則、会計原則がまとめられた書物としては、日本公認会計士協会25年史編集委員会編集『会計・監査史料』(昭和52年、同文館出版刊)、嵐村剛雄編『会計制度史料訳解』(昭和60

られた財団法人日本証券経済研究所編集・発行『日本証券史資料 戦後編』（10巻＋別巻2巻。1981年～1996年）にも収録されていない。

「報告書作成要領」が掲載されている文献としては、たとえば、証券取引委員会監修『改正証券取引法及び関係法令要覧』（昭和25年発行。国立国会図書館収蔵）がある。同書は、昭和25年5月末現在の証券取引法関係法令がまとめられたもので、巻末に「附」として「報告書作成要領」の全文が掲載されている<sup>19)</sup>。本稿において「報告書作成要領」は、おもに同書を参照した。「報告書作成要領」が出された時期が明らかではないため、同書に掲載されている「報告書作成要領」が最初のものではなく、すでに改正を経ているものである可能性も否定できない。しかし、掲載されている文献そのものが少なく、かつ、証券取引委員会規則である昭和23年「届出等に関する規則」の内容とも整合性がみられるため、同書を参照することとした。また、豊田 伝『有価証券届出制度の解説』（昭和25年、港出版合作社発行。出版当時、著者は証券取引委員会発行課長）と、稲葉八郎『証券取引法による有価証券届出制度の解説』（昭和25年、布井書房・月刊経理編集部発行。出版当時、著者は大蔵事務官）の2冊にも、全文が掲載されており、必要に応じて両書も参照した<sup>20)</sup>。ここに掲げた3冊に掲載されている「報告書作成要領」は同じものである。また、この3冊とも「届出書作成要領」も掲載されている。

「報告書作成要領」については、内容そのものは全文が確認できており、また、その後の改正経過についても整合性が取れているので、本稿では取り上げることとする。出された時期については、現時点では明らかではないが、昭和23年「届出等に関する規則」が昭和25年5月に改正され、「報告書作成要領」と同じ構成の有価証券報告書の作成様式となったため、本稿では、この作成様式と関連させ、「報告書作成要領」が昭和25年5月頃に通達されたものとして、取り上げていきたい。資料は、先に示した通り、昭和25年に出版された3冊の書物を参照する。

### (3) 構成と規定

「報告書作成要領」の構成は、以下のようになっていた。

- (一)有価証券報告書の制度の要旨
- (二)報告書作成についての注意
- (三)報告書の記載についての要領及び注意事項

---

年、白桃書房刊）、新井清光編『日本会計・監査規範形成史料』（平成元年、中央経済社刊）などがある。

19) 証券取引委員会監修『改正証券取引法及び関係法令要覧』1950年。「報告書作成要領」の全文は、同書207～219ページに掲載されている。なお、浅地、前掲「わが国有価証券報告書の成立経緯・変遷について」22～23ページにも、「報告書作成要領」の一部が掲載されている。

20) 「報告書作成要領」は、豊田『有価証券届出制度の解説』では113～129ページ、稲葉『証券取引法による有価証券届出制度の解説』では99～108ページに、それぞれ掲載されている。

第一 会社の商号，設立年月日，目的及び資本の構成

- 一，会社設立年月日について
- 二，会社の目的について
- 三，資本金について
- 四，既発行株式について
- 五，株式の分布について
- 六，既発行社債について
- 七，本支店，工場，事業場について
- 八，役員について

第二 会社の沿革

- 一，全般的な概要
- 二，事業場及び業種の変遷
- 三，資本金の変遷
- 四，経営代表者の変遷
- 五，戦争等による影響と復旧状況
- 六，終戦後における諸法令による指定とその後の経過

第三 事業の内容と設備の状況

- 一，事業内容
- 二，設備の状況

第四 営業の状況

- 一，営業成績の概況
- 二，生産能力及び生産実績
- 三，受註状況
- 四，販売状況
- 五，原料及び資材の状況
- 六，その他

第五 労務の状況

- 一，従業員数
- 二，給与状況
- 三，労働組合の状況
- 四，福利厚生施設

第六 貸借対照表

第七 資産及び負債の状況

第八 損益計算書

第九 収支の状況

「(三)報告書の記載についての要領及び注意事項」として、「第一 会社の商号，設立年月日，目的及び資本の構成」から「第九 収支の状況」までのそれぞれの記載内容についての要領や注意事項が規定されているものである。

財務諸表を含む会計情報の記載部分は、「第六 貸借対照表」から「第九 収支の状況」までであった。「報告書作成要領」に規定が存在する財務諸表は貸借対照表と損益計算書のみであった。貸借対照表と損益計算書のみが挙げられている点は，先に示した昭和23年「届出等に関する規則」と同じであるが，そこでは，作成方法などに関する規定はまったくなく，「記載上の注意」として，単に当期の貸借対照表と損益計算書を掲げることが求められていただけであった。

「報告書作成要領」の「第六 貸借対照表」と「第七 資産及び負債の状況」の規定の全文を以下に示してみたい。また，規定については，昭和24年7月9日に企業会計制度対策調査会から公表された「企業会計原則」および「財務諸表準則」<sup>21)</sup>，昭和25年9月28日公布の「財務

21) 本稿における「財務諸表準則」は，昭和24年7月に企業会計制度対策調査会から「企業会計原則」とともに公表されたものを指す。

諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（「財務諸表等規則」）との比較についても触れる。

まず、「報告書作成要領」の「第六 貸借対照表」と「第七 資産及び負債の状況」の規定の全文を示してみたい。

#### 「第六 貸借対照表

当期末の貸借対照表を記載すること。

（注 意）

証券取引法第九十三条に基く財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法に関する証券取引委員会規則及び同法第九十三条の二に基く財務計算に関する書類の監査に関する証券取引委員会規則が制定施行された後にはおいては第六の貸借対照表及び第八の損益計算書並びに第七及び第九の記載事項について、相当の変更が行われる予定である。

#### 第七 資産及び負債の状況

一、前期末と当期末の貸借対照表（円未満は切捨てること。千円単位とするも可）を掲げて比較し、その増減を示すこと。

二、各勘定科目を流動資産、固定資産、繰延勘定、流動負債、固定負債、資本金等の大科目に区分し且つ百分比も記入すること。

三、主要な科目、特殊な科目、前期に比し増減の著しい科目についてはその内容を記載すること。

なお仮受金又は仮払金という科目がある場合においては、その内容を記載すること。

四、棚卸資産については、棚卸方法、評価基準を記載すること。

五、売掛金については、期中（月別）における発生高、回収高、月末残高及び期中における売掛金の回収状況を記載すること。手形による回収と現金による分の比率をも示すこと。

六、固定資産についてはその種類別、数量、帳簿価格、単位当り帳簿価格、償却額累計、償却方法を記載すること。又戦前取得のものと戦後取得のものとの区分を明らかにすること。

七、借入金については、期中における月別の増減を設備資金と運転資金とに分けて記載すること。又当期末における借入金の内訳と借入先、借入金、使途、利率、返済期限担保の内容、返済条件等に区分して記載すること。

八、買掛金については、期中（月別）における発生高、支払高、月末残高の状況を記載すること。

九、受取手形、支払手形については、前事業年度末から当該事業年度中（月別とするこ

- と)の推移(繰越,受取,支払,各手形の発生,受取手形の割引,回収,支払手形の支払残高)を記載すること。
- 十,資本構成の比率,固定比率,流動比率,固定資産回転率その他の諸比率を示すこと。
- 十一,以上の外資産負債の状況の説明に関し重要な事項を記載すること。例えば資産再評価の実施についての内容(評価益の法定限度額,評価益,実際の再評価税,償却費の新旧対照等)
- 十二,資金繰の状況について
- 当期における設備資金,運転資金の借入及び返済の状況,その他売掛金の回収,買掛金の支払,株式社債の発行等重要な金繰りの概況を説明し,且つ当期中(月別に分けること)の収入支出の内訳を示すこと。<sup>22)</sup>

まず,「第六 貸借対照表」で当期の貸借対照表のみを記載することが規定され,それに続いて「第七 資産及び負債の状況」で前期と当期の貸借対照表を比較し,当期の資産・負債についての詳細を記載することが規定されている。

「第七 資産及び負債の状況」には12の規定が示されているが,全体的に見れば,個々の会計処理方法についてではなく,貸借対照表の表示方法や,それぞれの勘定科目についての具体的な記載事項が規定されている。まず「一」で,前期と当期の貸借対照表を比較し,数値の増減を示すことが規定される。続く「二」では,勘定科目の分類や大科目の百分比の表示などが示されている。大科目としては,「流動資産」「固定資産」「繰延勘定」「流動負債」「固定負債」「資本金」という具体的な名称が挙げられている。「報告書作成要領」には,財務諸表のひな型は掲載されていないが,この大科目の順番で貸借対照表を作成するとすれば,資産・負債については流動性配列法で作成されることになる。当時,企業で作成されていた貸借対照表は,固定性配列法が多く見受けられる。なお,「企業会計原則」では,貸借対照表について,「……流動性配列法によるものとする」(「第三 貸借対照表原則」の「三」とされている<sup>23)</sup>。

「四」には,現在の有価証券報告書で開示されている重要な会計方針に関係するような,棚卸資産の棚卸方法や評価基準を記載することが規定されている。ここでは,貸借対照表に関連する「資産及び負債の状況」の規定の1つとなっているが,昭和24年7月に「企業会計原則」とともに公表された「財務諸表準則」では,「第一章 損益計算書準則」の「第五」に「期末棚卸高の決定のために採用した評価基準又は棚卸方法は,損益計算書の脚註に附記するものとする」(傍点——鈴木)とされた。この規定は,「財務諸表等規則」にも盛り込まれることにな

22) 前掲『改正証券取引法及び関係法令要覧』216～217ページ。なお,浅地,前掲「わが国有価証券報告書の成立経緯・変遷について」22～23ページにも,ここに示した規定の一部が紹介されている。

23) 経済安定本部『経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告 企業会計原則・財務諸表準則』1949年,8ページ,および貸借対照表(AV号表)。

り、「第三章 損益計算書」第62条に「財務諸表準則」と同様の規定がみられる<sup>24)</sup>。また、「財務諸表等規則」では、貸借対照表において流動性配列法が採用されている。

次に、「第八 損益計算書」と「第九 収支の状況」の規定の全文を示してみたい。

#### 「第八 損益計算書

- 一、当期の損益計算書を記載すること。
- 二、損益計算書には利益金処分計算書を含むこと。

#### 第九 収支の状況

- 一、先ず収支の一般的概況についての包括的説明を記載すること。
- 二、次に前事業年度と当事業年度の損益計算書（円未満は切捨てること、千円単位とするも可）を掲げて比較し、その増減を示すこと。各科目の百分比も示すこと。
- 三、特経期間<sup>25)</sup>で一事業年度が長期に亘る場合は、定款に定められた決算期の仮決算（法人税法による仮決算）によって比較すること。当期が指定時後初めての決算である場合は、指定時以降の通算決算の損益計算書をも記載すること。
- 四、損益計算は『営業損益計算』と『純損益計算』とに区分し記載すること。
- 五、勘定科目は売上高、売上原価、一般管理費及び販売費、営業外収益等の科目に区分し、これを企業の経理内容を示すに最も適当であると認められる科目に細分して記載すること。
- 六、計算の基礎等について会計処理の方針又は手続について重要な変更を行った場合は、その内容について説明すること。
- 七、支出中には固定資産償却費、借入金利息を明確に示すこと。
- 八、固定資産償却費は、製造原価、一般管理費又は販売費に計算したものと区分し示すこと。
- 九、部門別又は工場別の損益計算を示すこと。
- 十、営業外収益が多額の場合はその内容を説明すること。
- 十一、営業外費用については、利息、割引料、有価証券売却損益の額を記載すること。
- 十二、損益計算書に計上された利益金と法人税法による所得申告金額とが著しく相違するときは、その理由及び金額を註として記載すること。
- 十三、前期以前の法人税につき当期中に更正決定を受け申告との差額が多額な場合はそ

24) 「……商品又は製品の期末たな卸高を決定するために採用した評価基準及びたな卸方法については、これを損益計算書の脚註に註記しなければならない」という規定である。

25) 「特経期間」とは、「会社経理応急措置法」（昭和21年8月制定）における特別経理会社に指定されていた期間のことをいう。特別経理会社は、戦時補償打ち切りによって著しい影響を受けることが予想される会社のことであった。

- の説明を記載すること。
- 十四、会社の採用する原価計算方法、製造原価算出の基礎を説明し製造原価構成表を示すこと。製造原価構成表においては、材料費、労務費、製造経費に区分し前期と当期の比較表（百分比も記載すること）を掲げること。製造部門が分れているときは、部門別のもを掲げること。
- 十五、売上高、売上原価、売上総利益、一般管理費及び販売費、営業利益、営業外収益、営業外費用並びに当期純利益の比率を示すこと。
- 十六、商品回転率、対売上高利益率及び対払込資本金利益率等を期別（当期を含め三期）に示すこと。
- 十七、前期と当期の利益金処分計算書を掲げ、且つ社内留保と社外流出とに区分してその割合（百分比）を示すこと。利益配当率も示すこと。
- 十八、その他収支の状況を説明するに必要な事項を記載すること。<sup>26)</sup>

損益計算書についても、「第八 損益計算書」で当期の損益計算書が示され、それに続いて「第九 収支の状況」で前期と当期の損益計算書を掲げて比較し、説明を記載することが規定されている。「第九 収支の状況」では18の規定が示されている。ここでも、会計処理方法ではなく、損益計算書の表示方法や損益計算の区分や記載内容が規定されている。まず「一」で、収支の概況についての包括的な説明が求められ、続く「二」で、前期と当期の損益計算書を比較し、数値の増減や各科目の百分比などを示すことが規定されている。

「第九 収支の状況」にも、「企業会計原則」および「財務諸表準則」と同様の規定がみられる。例えば、「四」の「営業損益計算」と「純損益計算」の区分は、「企業会計原則」の「第二 損益計算書原則」の「二」（損益計算書の区分）でも規定されている。また、「五」の勘定科目の区分について、「売上高」「売上原価」「一般管理費及び販売費」「営業外収益」などの具体的な名称が挙げられているが、これについても、「財務諸表準則」には「第一章 損益計算書準則」の「第三」に、「損益計算書の科目は左の如く分類し、事業の必要に応じ本準則に基き会社の定めた勘定科目の分類に従い、これを適當の科目に細分して記載する」と規定されている。

「六」は、重要な会計方針や会計処理方法の変更についての規定であると思われる。この規定は、現在からすれば、先の「第七 資産及び負債の状況」の「四」に示されていた棚卸資産の評価方法についての規定とも関連しているいえる。「第七 資産及び負債の状況」の「四」と同様の規定は「財務諸表準則」にも存在していたが、「第九 収支の状況」の「六」にある

---

26) 前掲『改正証券取引法及び関係法令要覧』217～219ページ。なお、ここに示した規定の一部は、浅地、前掲「わが国有価証券報告書の成立経緯・変遷について」22～23ページで紹介されている。

ような会計方針や会計手続について重要な変更を行った場合はその説明を求める規定は、「財務諸表準則」にはなかった。「六」は、「企業会計原則」の「一般原則」の「五」に規定される「継続性の原則」に関連するような規定であるが、「報告書作成要領」では「第九 収支の状況」にしか規定されておらず、「第七 資産及び負債の状況」にはない。

「十二」の規定は、損益計算書の利益金額と法人税法による所得申告金額の相違についての説明を求めるものであるが、これは、現在の税効果会計に関する規定と思われる。また、「十四」の規定には、「製造原価構成表」なるものがみられるが、規定の内容からして、製造原価報告書（製造原価明細書）に相当するものであろう。

いくつか挙げてきたように、「報告書作成要領」の「第七 資産及び負債の状況」と「第九 収支の状況」の規定には、「企業会計原則」および「財務諸表準則」の規定と同様のものが見られ、また、後に制定される「財務諸表等規則」にも同様の規定がみられる。「財務諸表等規則」の制定は「企業会計原則」および「財務諸表準則」に、「証券取引委員会規則」という形で法制化するという意味合いを持つものであったが<sup>27)</sup>、すでに「報告書作成要領」に、「証券取引委員会規則」という法的根拠が与えられた「財務諸表等規則」と同様の規定が見られるということは、「報告書作成要領」が、特に有価証券報告書の財務諸表の整備に関連して、のちに「財務諸表等規則」が制定されるまでの過渡的な役割を持ったという見方もできるように思われる<sup>28)</sup>。

なぜ「報告書作成要領」が証券取引委員会規則ではなく、証券取引委員会通牒という形で出されたのかという疑問が残るが、現在までのところでは、それを解く資料が見当たらない。「報告書作成要領」は日本の企業会計制度史の中に埋もれてしまったといえる。しかし、有価証券報告書の作成様式や記載内容の歴史を考察するための一つの資料として、「報告書作成要

---

27) 千葉準一『日本近代会計制度 企業会計体制の変遷』中央経済社、1998年、175ページ。拙稿「戦後日本における『企業会計基準法』構想と『企業会計原則』」『立教経済学研究』第64巻第2号、2010年10月、183～185ページ。

28) 第二次世界大戦後、当初は、黒澤 清を中心に、「企業会計基準法」を制定し、それを法的根拠とする「会計基準委員会」を設置することを企図していたが、これは実現しなかった。その結果として、「企業会計原則」および「財務諸表準則」が公表されることになる。黒澤によれば、「企業会計原則」の一般原則を「企業会計基準法」の総則に規定し、それを土台に、財務諸表体系や、財務諸表の基礎をなす諸原則（損益計算書原則および貸借対照表原則、発生主義、実現主義、費用収益対応の原則、費用配分の原則、評価原則などの一般に公正妥当と認められる会計諸基準）を、コモン・ロー的方法によって確立しようとしていた（黒澤 清「史料：日本の会計制度 4」『企業会計』第31巻第4号、1979年4月、101ページ、同「史料：日本の会計制度 16」『企業会計』第32巻第4号、1980年4月、91ページ）。また、「財務諸表準則」は、その作成過程から「証券取引委員会規則」の形で法制化することが意図されていた（千葉、同上書、172ページ）。

「企業会計基準法」・「会計基準委員会」構想とその挫折から「企業会計原則」および「財務諸表準則」の公表、法制化までの過程については、千葉、同上書、113～132ページ、172～177ページ、および同上拙稿、173～189ページを参照されたい。

領」の存在とその規定の内容は、ここで明確にしておかねばならないであろう。

### 3. 「有価証券の募集又は売出の届出等に関する規則の一部を改正する規則」

#### (1) 昭和25年5月改正

昭和23年「届出等に関する規則」は、昭和25年に改正が2回行われている。1度目は5月、2度目は9月で、いずれも作成様式に関わるものであった。

1度目の改正は、昭和25年5月27日公布・施行の証券取引委員会規則第10号「有価証券の募集又は売出の届出等に関する規則の一部を改正する規則」（以下、昭和25年「改正届出等に関する規則」と記す）であった。この改正で、有価証券報告書の作成様式である「様式第三号」の構成が「報告書作成要領」と同じものとなった（表1「」）。この点は、「報告書作成要領」が出された時期を推察するうえでも非常に重要であるように思われる。先に述べたように、本稿では「報告書作成要領」は昭和25年5月頃に通達されたものとして議論を進めているが、「報告書作成要領」が昭和25年「改正届出等に関する規則」と同時期に出されたものであり、それと構成を一致させるために、昭和25年「改正届出等に関する規則」が公布・施行されたという考え方もできると思われる。また、昭和25年「改正届出等に関する規則」は、「報告書作成要領」と構成を同じにするための改正であったと見ることもできるように思われる。現時点では、「報告書作成要領」が出された時期は断定できないが、本稿では、「報告書作成要領」は昭和25年5月頃に通達されたものとし、これと昭和25年「改正届出等に関する規則」とを関連させながら、議論を進める。

昭和25年「改正届出等に関する規則」は、同年5月27日の「官報」で公布されたが<sup>29)</sup>、そこには、改正された「様式第三号」も掲載されている（稿末「資料2」を参照されたい）。改正後の様式第三号の構成を以下に示してみたい。

#### 第一 会社の商号，設立年月日，目的及び資本構成

- (一)会社の商号 (二)会社の設立年月日 (三)会社の目的 (四)資本 (五)既発行社債  
(六)本店，工場，事業場 (七)役員

#### 第二 会社の沿革

#### 第三 事業の内容と設備の状況

#### 第四 営業の状況

#### 第五 労務の状況

#### 第六 貸借対照表

29) 「官報」号外第54号，昭和25年5月27日，5～10ページに全文掲載。

## 第七 資産及び負債の状況

## 第八 損益計算書

## 第九 収支の状況

なお、昭和25年「改正届出等に関する規則」の「附則」第2条には、「法（「証券取引法」——鈴木注）第二十四条第一項の規定による報告書でこの規則施行の日前に終了した事業年度に係るものは、有価証券の募集又は売出の届出等に関する規則様式第三号の改正にかかわらず、従前の様式によることができる」とある。

同じ有価証券報告書の様式を規定したものでありながら、これまでの昭和23年「届出等に関する規則」で定められた「様式第三号」と「報告書作成要領」の規定とでは、その内容が異なっていた。今回の改正は、その内容を統一し、作成様式も整備するためのものであったと思われる。ただし、上記に示したように、「第一 会社の商号、設立年月日、目的及び資本構成」から「第九 収支の状況」までの各章のタイトルの「報告書作成要領」と同じであるが、各章の内容には違いが見られる。「報告書作成要領」には、すべての章において記載内容についての規定がある。ここからは、「報告書作成要領」が、有価証券報告書を作成するうえでの記載内容や注意事項の詳細について規定したものであり、それを踏まえたくて、昭和25年「改正届出等に関する規則」の「様式第三号」に沿って実際に有価証券報告書を作成するという方式が考えられる。有価証券報告書の作成様式および記載内容は、昭和25年「改正届出等に関する規則」と「報告書作成要領」の2本立てで規定されるようになったといえる。

昭和25年「改正届出等に関する規則」の様式第三号には、それぞれの記載事項についての「記載上の注意」が示されている。財務諸表に関するものについては、昭和23年「届出等に関する規則」では「(12)財務諸表」としてまとめられていたものが、「(ヨ) 貸借対照表」「(タ) 資産及び負債の状況」「(レ) 損益計算書」「(ノ) 収支の状況」にそれぞれ分けられた。「(ヨ)」から「(ノ)」までの「記載上の注意」は、以下のように記載されている。

## 「(ヨ) 貸借対照表

当期末の貸借対照表を記載すること。

## (タ) 資産及び負債の状況

前期末及び当期末現在の貸借対照表を比較して、その増減を示し、当期末現在における資産及び負債の内容を詳細に説明すること。

## (レ) 損益計算書

当期の損益計算書及び利益金処分計算書を記載すること。

## (ノ) 収支の状況

前期と当期の損益計算書を比較し、これに基き、当期中の収支の状況を詳細に説明す

ること。」<sup>30)</sup>

「記載上の注意」にはあくまで、どのように財務諸表を記載するか、また、どのような説明を記載するかといった最小限度の規定が示されているのみである。

財務諸表としては、これまでと変わらず、貸借対照表と損益計算書が挙げられている。「資産及び負債の状況」と「収支の状況」では、それぞれ、前期と当期の貸借対照表と損益計算書と比較し、当期中の資産及び負債の状況と収支の状況を詳細に説明することとされている。

財務諸表体系で見ると、昭和23年「届出等に関する規則」および昭和25年「改正届出等に関する規則」では、貸借対照表と損益計算書のみが挙げられている。昭和24年7月に公表された「企業会計原則」および「財務諸表準則」における財務諸表の体系は、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、財務諸表附属明細表となっている。順番は異なるが、この体系は、昭和25年9月に証券取引委員会規則として公布される「財務諸表等規則」と同じである。財務諸表の順番としては、昭和23年「届出等に関する規則」および昭和25年「改正届出等に関する規則」、「報告書作成要領」では貸借対照表が先に、「企業会計原則」および「財務諸表準則」では損益計算書が先に挙げられている。

なお、昭和25年「改正届出等に関する規則」では、有価証券報告書について、作成部数がその「一通」から「三通」に改められ（第16条）、資本金額3,000万円以下の会社の有価証券報告書は、当該会社の本店の所在地を管轄する財務局長（本店の所在地に財務部があるときは当該財務部長）を経由して提出することが新設された（第16条第2項）。

## (2) 昭和25年9月改正

昭和25年の2度目の改正は、同年9月28日公布・施行の証券引委員会規則第16号「有価証券の募集又は売上の届出等に関する規則の一部を改正する規則」である（以下、「昭和25年『再改正届出等に関する規則』」と記す。表1「」<sup>31)</sup>）。このときの改正は、財務諸表を含む会計情報に関する規定を中心に行われたものであった。それまで「第六 貸借対照表」「第七 資産及び負債の状況」「第八 損益計算書」「第九 収支の状況」に分けられていたものが、「第六 経理の状況」としてまとめられた。

「様式第三号目次中第六から第九までを次のように改める。

### 第六 経理の状況

#### (一) 財務諸表

##### (1) 貸借対照表

---

30) 前掲「官報」号外第54号、10ページ。

31) 「官報」第7115号、昭和25年9月28日、385～387ページに全文掲載。

- (2) 損益計算書
- (3) 剰余金計算書（又は欠損金計算書）
- (4) 剰余金処分計算書（又は欠損金処理計算書）
- (5) 附属明細表
- (ニ) 資産及び負債の状況
- (三) 収支の状況<sup>32)</sup>

改正後の様式第三号には、これまでと同様に「記載上の注意」も示されているが、「第六經理の状況」に関するものは、以下のように記されている。

「(ヨ) 貸借対照表

当期末の貸借対照表について記載すること。

(タ) 損益計算書

当期の損益計算書について記載すること。

(レ) 剰余金計算書（又は欠損金計算書）

当期の剰余金計算書又は欠損金計算書について記載すること。

(ソ) 剰余金処分計算書（又は欠損金処理計算書）

当期の剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書について記載すること。

(ツ) 附属明細表

当期末の貸借対照表及び当期の損益計算書の附属明細表について記載すること。

(ネ) 資産及び負債の状況

前期末及び当期末現在の貸借対照表を比較してその増減を示し、当期末現在における資産及び負債の内容を詳細に説明すること。

(ナ) 収支の状況

前期と当期の損益計算書を比較し、これに基き当期中の収支の状況を詳細に説明すること。<sup>33)</sup>

財務諸表に関する「記載上の注意」は、「(ヨ) 貸借対照表」「(タ) 損益計算書」「(レ) 剰余金計算書（又は欠損金計算書）」「(ソ) 剰余金処分計算書（又は欠損金処理計算書）」「(ツ) 附属明細表」「(ネ) 資産及び負債の状況」「(ナ) 収支の状況」の順で規定されている。貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書（または欠損金計算書）、剰余金処分計算書（または欠損金処

32) 同上「官報」, 385ページ。

33) 同上「官報」, 386ページ。

理計算書)、附属明細表は当期分のみが要求されているが、「資産及び負債の状況」と「収支の状況」においては、前期と当期の2期分の貸借対照表と損益計算書を比較したうえで、資産及び負債の状況と収支の状況の詳細な説明が求められている。

財務諸表の体系は、それまでは貸借対照表と損益計算書のみであったのが、このときの昭和25年「再改正届出等に関する規則」で、(1)貸借対照表、(2)損益計算書、(3)剰余金計算書(又は欠損金計算書)、(4)剰余金処分計算書(又は欠損金処理計算書)、(5)附属明細表に改められた。昭和25年「再改正届出等に関する規則」公布と同じ、昭和25年9月28日には、「証券取引法の一部を改正する法律」(法律第31号。以下、「昭和25年『改正証券取引法』」と記す)第193条を根拠規定として<sup>34)</sup>、証券取引委員会規則第18号という形で「財務諸表等規則」(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」)が公布されている(一部規定を除き、翌昭和26年1月1日施行)<sup>35)</sup>。「財務諸表等規則」における財務諸表体系は、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書(又は欠損金計算書)、剰余金処分計算書(又は欠損金処理計算書)、附属明細表であり、この昭和25年「再改正届出等に関する規則」は、有価証券報告書の財務諸表体系を「財務諸表等規則」に合わせるためのものであったと思われる。

「財務諸表等規則」の制定は、「企業会計原則」および「財務諸表準則」に対し、「証券取引委員会規則」という形で法的根拠を付与するという意味合いを持った。「財務諸表等規則」では、第2条第1項の各号で、「証券取引法」の規定によって提出される財務諸表の用語、様式および作成方法について、適合していなければならない基準が示されていた。そこでは、「企業会計原則」の「一般原則」である「真实性の原則」、「明瞭性の原則」、「継続性の原則」を意識したと思われる規定があった。さらに、翌昭和26年3月14日には、「財務諸表等規則」の各規定についての詳細な解説書という意味合いで、証券取引委員会から「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」が出されている。その「第一章 総則」では、「第三」で、「財務諸表等規則」第2条第1項の規定が、他の規則に優先して適用されることが規定されている。この「第三」の規定により、「企業会計原則」に規定されている「一般原則」の一部が、「財務諸表等規則」という限られた範囲内ではあるが、他の規定に優先して適用される

---

34) 昭和25年3月29日公布・施行。昭和25年「改正証券取引法」は、「官報」第6962号、昭和25年3月29日、346～348ページに全文掲載。

「財務諸表等規則」の法的根拠となった昭和25年「改正証券取引法」の第193条は、「この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、証券取引委員会が一般に公正妥当であると認められるところに従つて証券取引委員会規則で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない」という規定である。この規定にある「証券取引委員会規則で定める用語、様式及び作成方法」が、「財務諸表等規則」である。

また、同法では第193条の2が新設され、その第1項に公認会計士の監査証明に関する規定が設けられた。

35) 前掲「官報」第7115号、387～394ページに全文掲載。

ということが示されたといえる。また、「第五」では、証券取引委員会に提出される財務諸表は、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則に従い継続的に処理された正確な会計帳簿に基き作成されるべきことが示されている。この規定も、「企業会計原則」の「一般原則」にある「正規の簿記の原則」を意識したものと思われる。ただし、「財務諸表等規則」は、「企業会計原則」および「財務諸表準則」を基礎とはしているものの、全部の項目を法制化したのではなく、そのうちから最小限度のものを法制化したものである<sup>36)</sup>。

浅地芳年は、昭和53年の座談会において、「財務諸表等規則」について「……（昭和——鈴木注）25年に会計原則あるいは財務諸表準則をそのまま受け入れた形で財務諸表規則をつくりまして、26年の1月1日から施行し、それに基づいた財務諸表を26年7月以降、公認会計士の監査をするというふうに、一貫して忠実に会計原則の実践化を推進する立場をとっている<sup>37)</sup>と述べている。「企業会計原則」および「財務諸表準則」に法的根拠を与えた「財務諸表等規則」の制定により、「会計原則の実践化」が実現するということが述べられているように思われる。「財務諸表等規則」の法的根拠となった昭和25年「証券取引法」第193条にも、「証券取引法」の規定によって提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類について、「証券取引委員会が一般に公正妥当であると認められるところに従って証券取引委員会規則で定める用語、様式及び作成方法により」作成しなければならないことが規定されている。有価証券報告書に掲載される財務諸表も、その様式や会計処理方法についての一定の整備が、「財務諸表等規則」の制定を通して行われたと考えることができると思われる。

## おわりに

本稿では、有価証券報告書の作成様式や記載内容について、昭和23年の有価証券届出制度発足から、昭和25年の改正までの変遷に焦点を当てて考察を試みてきた。有価証券報告書は、その作成・提出の根拠となる規定は、昭和23年「証券取引法」第24条第1項に規定されていたが、その作成様式は、証券取引委員会規則である昭和23年「届出等に関する規則」に規定され、その後、昭和25年「改正届出等に関する規則」と「再改正届出等に関する規則」の2度にわたる改正が行われた。また、その間には、証券取引委員会からの通牒という形で「報告書作成要領」が通達され、有価証券報告書の記載内容についての詳細な注意事項や要領が示された。また、財務諸表関係では、昭和25年9月に「財務諸表等規則」が証券取引委員会規則として制定された。ここに挙げた法令は、いずれも証券取引委員会によって制定、通達されたものである。法

36) 清水信平「会計時言 財務諸表規則の取扱要領について」『会計』第59巻第4号、1951年4月、89ページ。

37) 新井清光司会「座談会 企業会計制度の基盤 わが国会計法制の30年」『企業会計』第30巻第12号、1978年11月、26ページの浅地の発言より。

令を中心にして有価証券報告書の作成様式や記載内容の歴史を見ていくと、有価証券報告書は、有価証券届出制度の一環としてではあるが、証券取引委員会によって制度が形成され、整備されていったことがはっきりと浮かび上がる。有価証券報告書の記載内容の変遷について、証券取引委員会と関連させながら考察するということは、これまでほとんど行われてこなかったのではないか。

また、本稿で取り上げた有価証券報告書の作成様式や記載内容についての資料についても、特に「報告書作成要領」の存在は極めて重要であろう。本稿ではおもに、財務諸表（貸借対照表、損益計算書）とそれに関連する規定を中心に取り上げたが、その中には、「企業会計原則」や「財務諸表準則」、後の「財務諸表等規則」と同様の規定も見られる。財務諸表との関連という点からではあるが、「報告書作成要領」は、単に有価証券報告書の作成上の注意事項や要領を示したものではなく、「財務諸表等規則」の制定に向けての過渡的な役割を持ったという見方もできるように思われる。有価証券報告書の記載内容の歴史を考察するに当たって「報告書作成要領」が重要な資料であるにもかかわらず、日本の企業会計制度史から埋もれてしまった理由としては、それが証券取引委員会規則ではなく、証券取引委員会通牒という形で出されたことが挙げられるかもしれない。本稿では、これまでの先行研究では断片的にしか取り上げられていなかった「報告書作成要領」の全体的な構成を示し、また、特に財務諸表（貸借対照表、資産・負債の状況、損益計算書、収支の状況）についての規定について取り上げ、その詳細を明らかにした。

第二次大戦後の日本の企業会計制度史の中で有価証券報告書をとらえた場合には、企業情報・会計情報に関する継続開示制度として、ディスクロージャーの出発点となったという見方ができるように思われる。有価証券報告書が、第二次大戦後の日本の会計制度の一翼を担ってきた証券取引法会計の中心的な役割を果たしてきたものとして、その記載内容の歴史を考察することの意義は大きいであろう。

証券取引委員会は、昭和26年9月のサンフランシスコ平和条約締結と、翌昭和27年4月の同条約発効による日本の主権回復という動きの中で、行政機構改革に伴い、廃止される運命をたどる。証券取引委員会廃止後、有価証券報告書の作成様式は、大蔵省令によって規定されることになる。証券取引委員会規則から大蔵省令に移行していく時期の有価証券報告書の作成様式や記載内容の変遷は、稿を改めて考察していくこととしたい。

(資料1) 証券取引委員会規則第10号「有価証券の募集又は売出の届出等に関する規則」の「様式第三号」(昭和23年6月30日公布・同年7月6日施行)

様式第三号

有 価 証 券 報 告 書

証 券 取 引 委 員 会 殿  
 年 月 日提出

発行会社名 印  
 本店の所在の場所  
 代 表 者 印  
 電 話 番 号 連 絡 者

(1) 会社設立年月日 .....

(2) 会 社 の 目 的 (イ) .....

(3) 会 社 の 沿 革 (ロ) .....

(4) 資 本 金 (ハ) (公称) (払込) .....

(5) 資 本 又 は 出 資 (ニ)

株	区 分	数	一株の払込金額	払 込 金 額	摘 要
			円	円	
式					
	計				
出	区 分	払 込 金 額	摘 要		
		円			
資					
	計				

(本書面の枚数表紙共 枚)



(7) 支店・工場・事業場 (ハ)

名 称	所 在 の 場 所	事 業 内 容

(8) 役員所有株式又は出資金額 (ト)

氏 名	住 所	所有株式の種類及び数	出 資 金 額
			円
計			

(9) 主 要 株 主 (チ)

氏名又は名称	住 所	所有株式の種類 及び数	所有株式金額及び 出資金額の合計額 (イ)	総資本金額に対す る (イ) の割合
			円	%
				%
				%
				%
				%
計				%

## (10) 既 発 行 株 式 (リ)

銘 柄	発 行 数	券 面 額 円	一株の払込金額 円	事業年度末株価 円	株 式 の 内 容
計					

## (11) 既 発 行 社 債 (ヌ)

銘 柄	発行年月日	額面総額 円	現存額面総額 円	発行価額 円	利 率	償還期限	事業年度末価格 円
計							

## (12) 財 務 諸 表 (ル)

(記載上の注意)

(イ) 会社の目的

定款に記載された目的を記載すること

(ロ) 会社の沿革

会社の名称又は組織の変更、合併、資本金の増減及び払込の徴収等の状況を、その異動年月日順に記載すること

(ハ) 資本金

株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額を記載すること

(ニ) 資本又は出資

(1) 株式にあつては旧株、第一新株、第二新株等の区分によりその内容を記載し、現物出資があるときは各区分の摘要欄にその内容及び割当株式数を記載すること

(2) 出資にあつては金銭、現物、労務、信用等の区分により払込んだ出資金額及び摘要欄にその内容を記載すること

(ホ) 事業の概要

事業の沿革、現在の状況及び将来の見込に互り特に当該事業年度の事業成績、経理状況等に重点を置いて記載すること

(ヘ) 支店、工場、事業場

事業内容欄に取扱業務又は主要生産品名を記載すること

(ト) 役員の所有株式又は出資金額

(1) 新設会社にあつては記載を要しないこと

(2) 所有株式の種類及び数は欄に当該会社の発行する株式について旧株、第一新株、第二新株等の別及び優先株、後配株等の別によりその株式数を記載すること

(チ) 主要株主

自己又は他人(仮設人を含む。)の名義を以て資本金額の百分の十以上の金額に相当する当該会社の株式を有し又は出資している株主又は出資者について記載すること

他人(仮設人を含む。)の名義を以て株式を有し又は出資している場合においては、その名義別の内訳を記載すること

(リ) 既発行株式

(1) 銘柄は「何々会社、第一新株、第二新株」のように記載すること

(2) 券面額欄には一株の額面金額を記載すること

(3) 株式の内容欄には、優先株、後配株等の別及びその内容を記載すること

(ヌ) 既発行社債

(1) 届出当時の現在における償還未済の社債について記載すること

(2) 発行価格は額面百円についての価格を記載すること

(ル) 財務諸表

当該事業年度末現在の貸借対照表及び当該事業年度の損益計算書を記載すること

(資料2) 証券取引委員会規則第10号「有価証券の募集又は売上の届出等に関する規則の一部を改正する規則」で定められた「様式第三号」(昭和25年5月27日公布・施行)

様式第三号

## 有 価 証 券 報 告 書

事 業 年 度      自 昭 和      年   月   日  
( 第 期 )      至 昭 和      年   月   日

証 券 取 引 委 員 会 殿

昭 和      年      月      日 提 出

会 社 名

社  
印

英 訳 名

代 表 者 の 役 職 氏 名

役  
職  
名

本 店 の 所 在 の 場 所

電 話 番 号

連 絡 者

最 寄 の 連 絡 場 所 ( イ )

電 話 番 号

連 絡 者

( 本 書 面 の 枚 数 表 紙 共      枚 )

目 次

第一 会社の商号、設立年月日、目的及び資本構成.....	頁
第二 会社の沿革.....	頁
第三 事業の内容と設備の状況.....	頁
第四 営業の状況.....	頁
第五 労務の状況.....	頁
第六 貸借対照表.....	頁
第七 資産及び負債の状況.....	頁
第八 損益計算書.....	頁
第九 収支の状況.....	頁

第一 会社の商号・設立年月日・目的及び資本構成

(一) 会社の商号

(二) 会社の設立年月日 年 月 日

(三) 会社の目的 (口)

(四) 資 本

(1) 資本金 (八) (公称) 円 (払込) 円

(2) 既発行株式 (二)

株 式	銘柄	発行株数	一株の 額面金額	一株の 払込金額	払込金総額	上場取引所名	摘 要
			円	円	円		

備	株式についての 制限規定					記名無記 名の別			
						裏書譲渡 制の採否			
備	決 算 期	月 日	月 日	定時株主総会		月中	月中		
	定時株主総会前名 義書換停止の始期	月 日	月 日	配当金交付株主 確 定期 日		月 日	月 日		
考	株 券 の 種 類					株券に関する手数料	名義書換 株券交付		
	株式名義書換	取 扱 所							
考		取 次 所							
	株主に関する特典								
考	当期中における各 月別最高最低株価	銘 柄		月	月	月	月	月	月
			最高	円	円	円	円	円	円
			最低						
考	当期末一月間の平 均株価	銘 柄							
		平 均 株 価		円				円	
考	最近三事業年度の 配当率及び株主数	回 次	決 算 年 月	配 当 率	当 期 末 株 主 総 数	回 次	決 算 年 月	配 当 率	当 期 末 株 主 総 数

(本書面の枚数表紙共 枚)

(3) 株式の分布 (ホ)

株式総数 株 株主総数 人 平均持株数 株

所有数別状況

所有数別	区分	100,000株以上	50,000株以上	10,000株以上	5,000株以上	1,000株以上	500株以上	100株以上	100株以下	計
	株主数(イ)	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	所有株式数(ロ)	株	株	株	株	株	株	株	株	株
	株式総数に対する(イ)の割合	%	%	%	%	%	%	%	%	100%
	株式総数に対する(ロ)の割合	%	%	%	%	%	%	%	%	100%

地域的分布状況

都道府県	株主数	株主総数に対する割合	株式数	株主総数に対する割合	都道府県	株主数	株主総数に対する割合	株式数	株主総数に対する割合
	人	%	株	%		人	%	株	%
計		100%		100%	計		100%		100%

大株主(ハ)

氏名又は名称	住所	所有株式の銘柄及び数			既発行株式総数に対する(イ)の割合
		銘柄	計(イ)	株	
		株	株	株	%

(本書面の枚数表紙共 枚)

役員の所有株式 (ト)

役名及び職名	氏名	住所	所有株式の銘柄及び数		
			銘柄	株	計
			株	株	株
計					

(五) 既発行社債 (チ)

当期発行社債	銘柄						
	記名無記名の別						
	発行総額	円	円	円	円	円	
	未償還現在額	円	円	円	円	円	
	券面種類						
	発行価格	円	円	円	円	円	
	利率						
	発行年月日	年月日 .	年月日 .	年月日 .	年月日 .	年月日 .	
	据置期限	.	.	.	.	.	
	償還期限	.	.	.	.	.	
	償還方法						
	利子支払期	年月日 . . .	年月日 . . .	年月日 . . .	年月日 . . .	年月日 . . .	
	元利金支払場所						
	受託会社						
	担保 (種類, 目的物 及び順位)						
引受人							
摘要							
前期までに 発行した社債	銘柄	発行年月日	発行総額	未償還現在高	発行価格	利率	償還期限
			円	円	円		
	計						

(本書面の枚数表紙共 枚)

(六) 本支店、工場、事業場 (リ)

名 称	所 在 の 場 所	取扱業務又は主要製品名	従 業 員 数	摘 要

(七) 役 員

(1) 当期中における役員の変動

退 任 役 員					新 任 役 員		
役名及び職名	氏 名	辞任月日	在任期間	辞任の 事 由	役名及び職名	氏 名	就任月日
		月 日					月 日

(2) 役員 の 略 歴 (又)

役名及び職名	氏 名	生 年 月 日	略 歴

(本書面の枚数表紙共 枚)

第二 会社の沿革 (ル)

---

---

---

---

第三 事業の内容と設備の状況 (ヲ)

---

---

---

---

第四 営業の状況 (ワ)

---

---

---

---

第五 労務の状況 (カ)

---

---

---

---

第六 貸借対照表 (ヨ)

-----  
-----  
-----  
-----

第七 資産及び負債の状況 (タ)

-----  
-----  
-----  
-----

第八 損益計算書 (レ)

-----  
-----  
-----  
-----

第九 収支の状況 (ソ)

-----  
-----  
-----  
-----

## (記載上の注意)

## (イ) 最寄の連絡場所

直接の提出先である証券取引委員会、財務局又は財務部に最寄の支店、出張所等を記載すること。なお本店が最寄の場合は、その旨を記載すること。

## (ロ) 会社の目的

定款に記載された目的を記載すること。

なお現在休業中のものがある場合又は近く職業、休業若しくは開業する予定のものがある場合には、その旨を註記すること。

## (ハ) 資本金

払込済資本金は、登記済のもののみを掲げ、未払込を徴収中であるとき又は徴収の予定であるときは、その旨及び払込期日を註記すること。

## (ニ) 既発行株式

(1) 銘柄は、旧株式、新株式、第二新株株等の区分により記載し、現物出資がある場合は、各銘柄の摘要欄にその内容及び割当株式数を記載すること、又、優先株、後配株等がある場合は、その内容及び株数を摘要欄に記載すること。(以下同じ。)

(2) 一株の払込金額は、登記済の額を記載し、未払込を徴収中であるとき又は徴収の予定であるときは、一株当たり払込徴収額及び払込期日を摘要欄に記載すること。

なお株券がまだ発行されていない場合で、払込金領収証、株券提供預り証等を発行している場合は、その旨及び払込期日、株券交付予定日等を摘要欄に記載すること。

(3) 月別最高最低株価及び期末一月間の平均株価は、本店の所在地に最寄の証券取引所の市場相場により記載すること。(市場相場がないときは、気配相場によること。)

## (ホ) 株式の分布

当期末現在の株式の分布状況について各欄に記載すること。

## (ヘ) 大株主

所有株式数(自己名義のほか他人又は仮設人の名義をもって有する分を含む。)の多い順に十五人について記載すること。

なお他人(仮設人を含む。)の名義で株式を有している場合には、その名義別の内訳をも記載すること。

## (ト) 役員の所有株式

(1) 当期末現在における全役員について銘柄別に所有株式の数を記載すること。

(2) 役名及び職名は、取締役社長、常務取締役、取締役(何部長)、取締役(何工場長)のよう

うに記載すること。

## (チ) 既発行社債

(1) 銘柄は、何会社第何回物上担保附何号社債のように記載し、発行価格は、券面百円について記載すること。

(2) 転換社債であるときは、転換条件その他を摘要欄に記載すること。

(リ) 本支店、工場、事業場

(1) 本店、支店、出張所、営業所、工場、鉱業所、研究所等に区別して記載すること。

(2) 賃貸借中のもの、委受託経営のもの、閉鎖又は休止中のもの、接收されているもの又は処分予定のもの等は、その旨を備考欄に記載すること。

(ヌ) 役員 の 略 歴

当期末現在の役員について記載すること。

(ル) 会 社 の 沿 革

全般的な沿革の概要、事業場及び業種の変遷、資本金の変遷、経営代表者の変遷、戦争等による影響と復旧状況、終戦後における諸法令による指定とその後の経過の順序により簡潔に要点を記載すること。

(ロ) 事業の内容と設備の状況

(1) 事業の内容については、事業の態容とその内容、業界の現状と当社の占める地位の順に記載すること。

(2) 設備の状況については、生産設備又は営業設備の概要、当期中に於ける設備の改良拡充の状況の順に記載し、新規事業計画がある場合にはその内容及びそれに伴う設備の拡充計画をも記載すること。

(3) なお、上記の記載注意は、製造工業に示したものであるから、他の業種については、事業の種類及び内容に応じて項目を適宜変更して、実情に沿うように記載すること。

(ワ) 営 業 の 状 況

(1) 営業成績の概況、生産能力及び生産実績、受註状況、販売状況、原料及び資材の状況等について前期実績と比較しつゝ説明すること。

(2) なお、上記の記載注意は、製造工業に示したものであるから、他の業種については、事業の種類及び内容に応じて項目を適宜変更して、実情に沿うように記載すること。

(カ) 労 務 の 状 況

従業員数、給与状況、労働組合の状況、福利厚生施設の順に記載すること。

(コ) 貸 借 対 照 表

当期末の貸借対照表を記載すること。

(ク) 資 産 及 び 負 債 の 状 況

前期末及び当期末現在の貸借対照表を比較して、その増減を示し、当期末現在における資産及び負債の内容を詳細に説明すること。

(ケ) 損 益 計 算 書

当期の損益計算書及び利益金処分計算書を記載すること。

(ク) 収 支 の 状 況

前期と当期の損益計算書を比較し、これに基き、当期中の収支の状況を詳細に説明すること。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 法第二十四条第一項の規定による報告書でこの規則施行の日前に終了した事業年度に係るものは、有価証券の募集又は売出の届出等に関する規則様式第三号の改正にかゝらず、従前の様式によることができる。